

お知らせ

ワシントン条約：タイ個人所持品特例について

2025 年 8 月 8 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2025 年 4 月 4 日付けでタイ個人所持品特例に関する通知(No. 2025/049)が発出されています。

No. 2025/049

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2025-049.pdf>

【参考】タイからの通知(No. 2025/049)について(和訳)

- ・2019 年の野生動物保護法(WARPA)の改正により、タイは特定の CITES リストに掲載された動物標本の個人の所持品の移動に関する規定を実施できるようになった。
- ・改正に伴い、以下の野生動物は個人の所持品として輸入及び輸出の許可要件から免除される：

範囲	数量／人
ビルマニシキヘビ(<i>Python bivittatus</i>)及び/又はアミメニシキヘビ(<i>Malayopython reticulatus</i>)から作られた製品	4 点
シャムワニ(<i>Crocodylus siamensis</i>)、イリエワニ(<i>Crocodylus porosus</i>)及び/又は CITES 附属書 II および III にリストされたワニ類から作られた以下の製品： - バッグ - その他のアイテム(靴(1 足)、上着、ズボンおよびショートパンツ、帽子、キーチェーン、ベルト、腕時計のストラップ、ゴルフクラブのグリップ、手袋(1 組)、ライターケース、革製ノート、携帯電話ケース) - 血液カプセルのボトル(最大 100 カプセル/ボトル)	4 点
干しタツノオトシゴ(<i>Hippocampus</i> spp.)又はリキュール/ハーブ液に保存されたもの	4 個体
ピンクガイの殻(<i>Strombus gigas</i>)	3 点
チョウザメのキャビア(<i>Acipenseriformes</i> spp.)	125 グラム

- ・上記の個人の所持品は、以下の条件を満たす標本に適用される：

a) 個人的に所有又は非商業目的で所持されていること

b) 合法的に取得されていること

c) 輸入、輸出又は再輸出の際に、身に着けている、持ち運んでいる又は個人の手荷物に含まれていること。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723